

清川村勤労者等住宅資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村に居住する勤労者等が融資機関から住宅資金の融資を受けた場合に、当該勤労者に対し、利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の交付対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、村内に住宅（自己の住宅の用に供する住宅をいう。以下同じ）を新築し、購入し、又は増改築する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利子補給金を交付しない。

(1) 利子補給金の申請時において、本村に住民登録のない者

(2) 村税等を滞納している者

(3) その他村長が不適當と認めた者

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、融資機関からの融資額（その額が500万円を超えるときは500万円。）の年1.5パーセントとする。ただし、複数名で融資を受けている場合は、全員の合計額をもって融資額とし、また償還月数が12月に満たない場合は、別表に定める1月の利子補給額（融資額につき、年1.5パーセント以内の利率で計算をした額をいう。）に償還月数を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 利子補給期間において、元利金を全額繰上償還した場合は、償還金の払込みが完了した日の属する月の、償還金を延滞した場合は、当該償還すべき月の利子補給は行わない。

(利子補給期間)

第4条 利子補給期間は、融資額を受けた者が融資機関との約定により、償還を開始する日の属する月から36月以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、毎年1月4日から同月末日（以下「申請期間」という。）までに清川村勤労者等住宅資金利子補給金交付申請書（第1号様式）、金銭消費貸借契約書の写し（初回申請時のみ）、その他必要と認める書類を添えて村長に申請しなければならない。ただし、償還を開始する月の属する年の利子補給金について、翌年の申請期間に居住要件等により申請できなかった場合は、翌々年の申請期間に前年の利子補給金とあわせて申請できるものとする。

(利子補給金の交付決定)

第6条 村長は、前項に規定する申請があったときは、その適否を決定し、清川村勤労者等住宅資金利子補給金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給時期)

第7条 利子補給金は、前条の規定による交付決定をした日の属する年度の末日までに利子補給金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)に交付する。

(状況調査等)

第8条 村長は、必要と認めたときは、融資機関に対し報告を求め、又は利子補給の対象となった住宅の活用状況を調査することができる。

(変更の届出)

第9条 受給者は、利子補給期間中において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、清川村勤労者等住宅資金利子補給受給者変更届(第3号様式)により速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名等に変更があったとき。

(2) 利子補給の対象となった住宅の所有権に変更があったとき。

(交付決定の取消し等)

第10条 村長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定を取消し、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 融資機関から融資を受けた資金を目的外に使用したとき。

(2) 利子補給金の交付申請に不正な行為があったとき。

(3) 住宅の新築、購入又は増改築が不可能となったとき。

(4) 利子補給の対象となった住宅が自己の住宅の用に供することができなくなったとき。

(5) 最終の補給金の交付決定日から起算して、10年を経過する前に対象住宅から住所を異動したとき。

(6) この要綱に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行し、平成6年4月1日以後に融資機関と融資契約を締結したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の清川村勤労者等住宅資金利子補給要綱第 3 条第 1 項の規定は、平成 19 年 1 月以後の月分の利子補給について適用し、平成 18 年 12 月以前の月分の利子補給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

融資額 （万円）	1月の利子補給額（円）	融資額 （万円）	1月の利子補給額（円）
50	625	280	3,500
60	750	290	3,625
70	875	300	3,750
80	1,000	310	3,875
90	1,125	320	4,000
100	1,250	330	4,125
110	1,375	340	4,250
120	1,500	350	4,375
130	1,625	360	4,500
140	1,750	370	4,625
150	1,875	380	4,750
160	2,000	390	4,875
170	2,125	400	5,000
180	2,250	410	5,125
190	2,375	420	5,250
200	2,500	430	5,375
210	2,625	440	5,500
220	2,750	450	5,625
230	2,875	460	5,750
240	3,000	470	5,875
250	3,125	480	6,000
260	3,250	490	6,125
270	3,375	500	6,250